

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省27-⑧)

施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する							担当部局名	水管管理・国土保全局			作成責任者名	河川環境課長 五十嵐 崇博		
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	政策評価実施予定期間	平成29年8月		
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			22年度	23年度	24年度	25年度				【指標の定義】 政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合 分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数 分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数 【目標設定の考え方・根拠】 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスター・プランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るために緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成28年度末までには50%が達成されることを目標とする。					
29 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約33%	平成22年度	約33%	約35%	約36%	約38%	集計中	/	約50%	平成28年度	【指標の定義】 下水汚泥エネルギー化率(下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合 (分子)下水汚泥中の有機物 (分母)消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物 【目標設定の考え方・根拠】 現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用及び焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等により、下水汚泥のエネルギー化率が平成28年度に約29%まで進展するものと想定。				
30 下水汚泥エネルギー化率(下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合)	約13%	平成22年度	約13%	約13%	約13%	約15%	集計中	/	約29%	平成28年度	※東日本大震災の影響で、平成22年度は岩手県、宮城県、福島県の3県、平成23年度は岩手県、福島県の2県、平成24年度は福島県において調査不能な自治体があるため参考値である。 【指標の定義】 汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口の割合。 (分子)総人口 (分母)汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口 【目標設定の考え方・根拠】 将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各汚水処理施設の整備の進捗状況等を踏まえて、当面の目標として、平成28年度までに約95%達成させることを当面の目標として、平成28年度までに約95%達成させることを目標として設定。				
31 汚水処理人口普及率(総人口に占める汚水処理施設を利用できる人口の割合)	約87%※	平成22年度	87%※	88%※	88%※	89%※	集計中	/	約95%	平成28年度	【指標の定義】 生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地の面積約900haのうち、河川整備により再生された湿地の面積の割合。 再生された湿地の面積の割合 = ① / ② ①:再生された湿地の面積 ②:特に重要な水系において過去に開発等で失われた湿地の中で回復可能な面積 【目標設定の考え方・根拠】 生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地を平成23年度までに約300ha(約3割)再生。 予算の推移や現場状況等を踏まえて、平成28年度までに約5割の湿地を再生することを目標。				
32 特に重要な水系における湿地の再生の割合	約3割	平成23年度	—	約3割	約39%	約45%	約48%	/	約5割	平成28年度					

33	良好な水環境創出のための高度処理実施率(高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている区域内の人口の割合)	約33%	平成23年度	約31%	約33%	約39%	約41%	集計中	約43%	平成28年度	【指標の定義】 富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域を対象区域として、対象区域内における当該年度の居住人口に対する、必要な高度処理が実施されている区域内の人口の割合をいう。 (分子)必要な高度処理が実施されている区域内の人口 (分母)富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口 【目標設定の考え方・根拠】 高度処理が必要であると位置付けられている処理場において、現在予定されている新設・増設・改築時に、高度処理を着実に推進するとともに、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリア等において、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて、平成28年度までに約43%を達成することを目標として設定。			
達成手段 (開始年度)	27年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額(執行額)			27年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(27年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連26-⑧)	053	272,107 (270,573)	493,115 (485,420)	321,485	214,692	○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせて、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら整備を行う。 ○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生の危険性の高い箇所の安全度を向上させる。 ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所においては浸水被害を速やかに解消する。 ○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)		32	—					
下水道事業 (昭和32年度)(関連・26-⑧、⑪、⑬)	054	5,190 (4,993)	5,709 (5,559)	5,588	5,251	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①民間活用イノベーション推進下水道…再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための污水管の整備等(1/2等) ③水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ④資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ⑤浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑥地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 【③、④、⑥についてはH25年度までの事業】 ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究		30、31、33	—					
(3) 下水道リスク管理システムの運用経費(平成13年度)	055	6 (5)	6 (5)	6	6	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計・管理、化学物質管理計画策定状況等に係る調査、化学物質管理計画策定の促進方策の検討を行う。		—	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計結果(法律で定められた集計を毎年実施) ・化学物質管理計画の策定を予定している自治体における計画策定済み自治体の割合を100%にする ・化学物質管理計画の策定割合					
(4) 下水道分野の水ビジネス国際展開経費(平成21年度)	056	92 (91)	92 (90)	102	102	①国、地方公共団体、民間企業が一体となり、我が国が有する下水道に関する経験、知識、ノウハウ、技術を活かして、「プロジェクトの上流部分である下水道政策」と「政策を実現するための日本優位技術」を組み合わせたプロジェクトを形成するため、政策対話、プロジェクトセールスを推進する。 ②本邦企業が世界的に優位性を有している下水道技術の国際社会における位置づけを確固とするものとするために、その評価等を目的とした国際標準化を推進する。 ③国と地方公共団体の連携強化により、政策・技術をパッケージインフラとした水・環境関連のトータルソリューションの発信拠点として日本版ハブ構想を推進する。		—	国内外で開催したセミナー、政府間対話等の数 ・我が国企業の下水道分野における海外受注案件数を平成27年度から平成31年度の5年間で累計80件とする。 ・我が国企業の下水道分野における海外受注案件数					
(5) 次世代型流域マネジメント方策に関する検討経費(平成25年度)	057	—	15 (15)	23	8	今後の流域管理に求められている観点を踏まえ、①季節別運転等、放流先のニーズに応じた下水処理場における栄養塩類の循環バランスに配慮した運転管理手法、②水循環の健全化に向けた下水道による雨水利用の推進について技術資料を作成し、それぞれの取り組みを推進するとともに、③事故時の措置への対応等について下水道として必要な対応策の検討を行う。		—	栄養塩類の循環バランスを回復させる方策や、雨水利用の推進に関する技術資料の作成 ・栄養塩類の循環バランスの回復が求められている下水処理場における季節別運転の実施 ・季節別運転を実施している下水処理場の数					

資源としての河川利用の高度化に関する検討経費 (平成26年度)	058	-	-	2	2	有識者による検討会を開催し、河川利用を高度化し、資源としての河川のポテンシャルをさらに発揮させるために、我が国経済の発展に資する河川利用のあり方等について検討を行う。	-	資源としての河川利用の高度化に関する検討会の開催 ・平成27年度末時点において、一級河川に係る従属発電登録(許可)件数を196件とする。(登録制導入開始時点の2倍の件数) ・一級河川に係る従属発電登録(許可)件数 ・平成27年度末時点において、河川敷地占用許可準則の特例措置の利用件数を33件とする。(26年度実績(23件)に、新規10件(平均的な年間新規件数の2倍)を目標とする) ・河川敷地占用許可準則の特例措置の利用件数	
施策の予算額・執行額 ※下段()書きは、複数施策に関連する 予算であり、外数である。	69,545 (89) (51,341) (89))	67,380 (239) (54,661) ((239))	37,985	26,457	施策に關係する内閣の重要な政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【施政方針】 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)、第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) 【閣議決定】 生物多様性基本法(平成20年法律第58号)、生物多様性地域連携促進法(平成22年法律第72号)、生物多様性国家戦略2011-2020(平成24年9月28日閣議決定)、21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)、日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)、国土強靭化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会资本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)			